

○厚生労働省令第二十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ四第一項及び第四十三条ノ六第一項（これらの規定を同法第四十四条第十三項及び第十四項、第五十九条ノ二第八項並びに第六十九条の三十一において準用する場合を含む。）の規定に基づき、保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十四年三月八日

厚生労働大臣 坂口 力

保険医療機関及び保険医療養担当規則及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部を改正する省令

（保険医療機関及び保険医療機関療養担当規則の一部改正）

第一条 保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「場合」の下に「その他厚生労働大臣が定める場合」を加える。

第二十条第二号ホ及びヘを次のように改める。

ホ 投薬量は、予見することができる必要期間に従つたものでなければならないこととし、厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬については当該厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬ごとに一回十四日分、三十日分又は九十日分を限度とする。

ヘ 注射薬は、患者に療養上必要な事項について適切な注意及び指導を行い、厚生労働大臣の定める注射薬に限り投与することができることとし、その投与量は、症状の経過に応じたものでなければならない、厚生労働大臣が定めるものについては当該厚生労働大臣が定めるものごとに一回十四日分、三十日分又は九十日分を限度とする。

第二十一条第二号ホを次のように改める。

ホ 投薬量は、予見することができる必要期間に従つたものでなければならないこととし、厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬については当該厚生労働大臣が定める内服薬及び外用薬ごとに一回十四日分、三十日分又は九十日分を限度とする。

(保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則の一部改正)

第二条 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一項を加える。

2 保険薬局は、法第四十三条第二項に規定する選定療養に関し、当該療養に要する費用の範囲内において、法第四十四条第二項又は第五十九条ノ二第四項の規定により算定した費用の額を超える金額の支払を受けることができる。

第九条に次のただし書を加える。

ただし、厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。

附 則

この省令は、平成十四年四月一日から施行する。